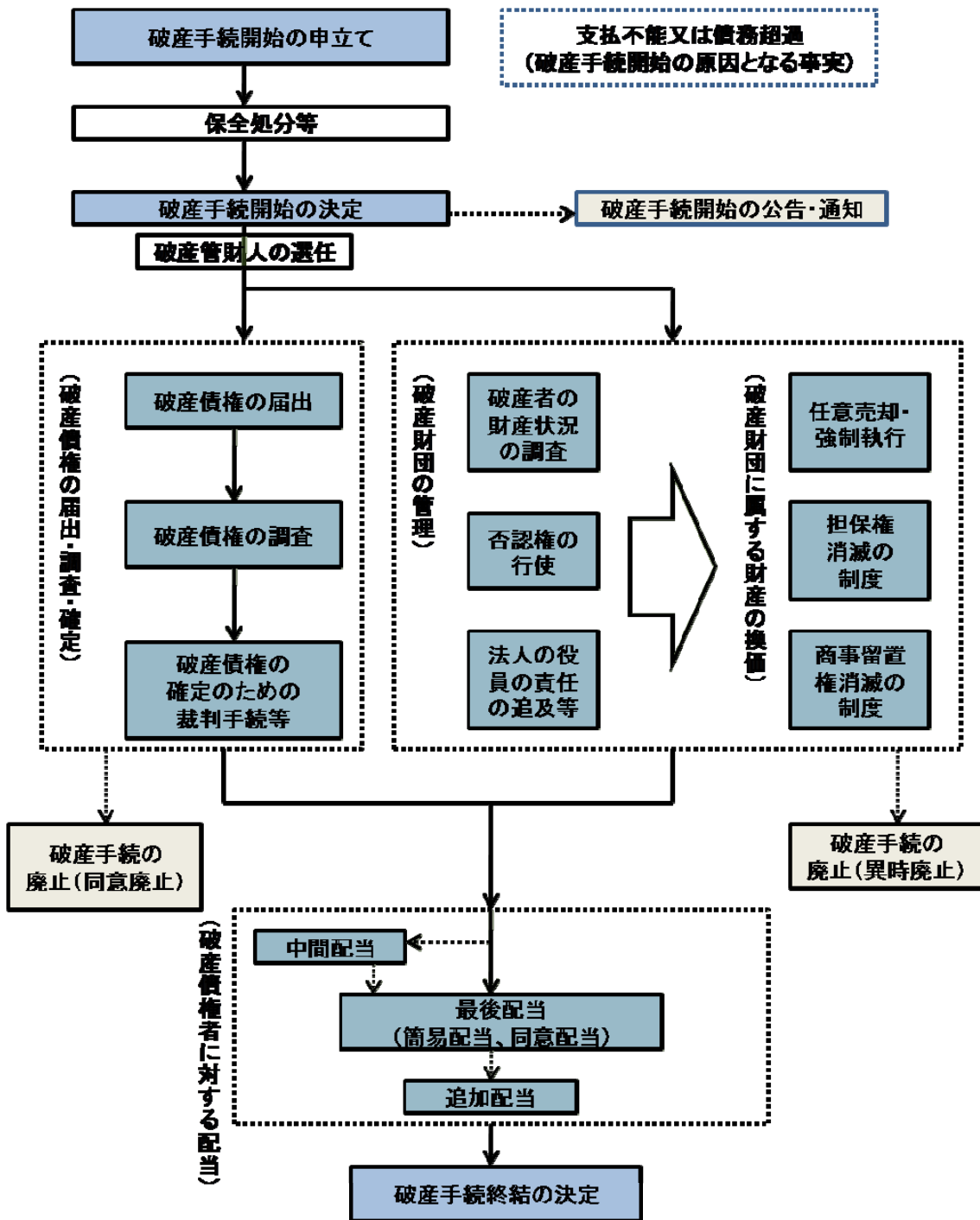


国内制度における通知・公告

1. 破産手続

(1) 手続の概要



(2) 大規模破産手続における特例について

○破産法（平成十六年法律第七十五号）

（破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等）

第三十一条 裁判所は、破産手続開始の決定と同時に、一人又は数人の破産管財人を選任し、かつ、次に掲げるべき事項を定めなければならない。

一～三 （略）

2～4 （略）

5 第一項の場合において、知れている破産債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第四項本文及び第五項本文において準用する同条第三項第一号、第三十三条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定による破産債権者（同項本文の場合にあつては、同項本文に規定する議決権者。次条第二項において同じ。）に対する通知をせず、かつ、第百十一条、第百十二条又は第百十四条の規定により破産債権の届出をした破産債権者（以下「届出をした破産債権者」という。）を債権者集会の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

○破産規則（平成十六年十月六日最高裁判所規則第十四号）

（破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等・法第三十一条）

第二十条 （略）

2 （略）

3 裁判所は、法第三十一条第五項の決定をしたときは、破産管財人が、日刊新聞紙に掲載し、又はインターネットを利用する等の方法であつて裁判所の定めるものにより、次に掲げる事項を破産債権者が知ることができる状態に置く措置を執るものとすることができる。

- 一 法第三十二条第四項本文及び第五項本文において準用する同条第三項第一号、第三十三条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定により通知すべき事項の内容
- 二 債権者集会の期日

○法務省大臣官房参事官小川秀樹編著『一問一答 新しい破産法』60頁

「旧法は、破産宣告等について、公告をするほか、債権者等に送達をしなければならないとしていましたが、新法では、この場合の送達が専ら利害関係人に対する情報提供・注意喚起の機能しか有しないことを考慮して、その方式を緩和し、送達ではなく、相当と認める方法で通知するものとしています（Q15回参照）。

具体的には、①破産手続開始の通知（第三二条第三項）、②破産手続開始後に破産債権の届出をすべき期間および破産債権の調査をするための期間・期日を定めた場合の通知（同条第四項本文において準用する同条第三項第一号）、③破産管財人の氏名・名称に変

更を生じた場合の通知（同条第五項本文において準用する同条第三項第一号・第二号）、④破産債権の届出をすべき期間または財産状況報告集会の期日に変更を生じた場合の通知（同条第五項本文において準用する同条第三項第一号）、⑤破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合の通知（第三三条第三項本文）、⑥債権者集会の決議における書面等投票をすることができる期間の通知（第一三九条第三項本文）等がこれに該当します。

また、同様の趣旨から、債権者集会の期日への呼出しについても、呼出状の送達（民訴第九四条参照）といった方式は特に定めていません（第一三六条第一項本文）。

しかし、利害関係人に対する情報提供・注意喚起の方式を緩和しても、個別性を要求する限り、その対象となる破産債権者の数が著しく多数である場合には、通知のための費用や事務処理の負担が過大なものとなり、費用対効果の点で不合理となる場合があります。

そこで、新法では、

- (1) 裁判所は、破産手続開始の決定をする場合において、知れている破産債権者の数が一〇〇〇人以上であり、かつ、相当と認めるときは、破産債権者に対して個別の通知をせず、かつ、債権者集会の期日への個別の呼出しをしない旨の決定をすることができるものとし（第三一条第五項）、
- (2) この決定をしたときは、破算手続開始の決定の主文等と併せて、その後の破算債権者に対する個別の通知（前記②～⑥）および債権者集会の期日への個別の呼出しをしない旨をも公告するとともに、知れている破算債権者等に通知しなければならないものとし（第三二条第二項・第三項）、
- (3) この決定があった場合のその後の破算債権者に対する周知方法は、法律上は、専ら官報に掲載してする公告によるものとし、破算債権者に対する個別の通知および債権者集会の期日への個別の呼出しは省略することができるようにしています。

なお、このような債権者多数の大規模破算事件における通知等の省略の制度は、破産管財人や裁判所が、公告のほか、必要に応じて、事案内容に即して相当と認める方法で周知を図ることを否定するものではありません。破産規則においても、第三一条第五項の決定をしたときは破産管財人が、日刊新聞紙に掲載し、またはインターネットを利用するなどの方法であって裁判所が定めるものにより破算債権者が知ることができる状態に置く措置をとることができるものとしています（破算規第二〇条第三項）。」

○竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』121頁

「破産債権者に対する通知等のうち省略することができるのは、以下のものである。

- ① 破産手続開始決定時に留保した後で、異時廃止のおそれなくなったとして定めた債権届出期間等について、知れている破産債権者に対してする通知（32条4項本文において準用する同条3項1号）
- ② 破産管財人の氏名又は名称、債権届出期間又は財産状況報告集会期日の変更について、知れている破産債権者に対してする通知（32条5項本文において準用する同条3項1号）
- ③ 破産手続開始の決定の取消決定の主文について、知れている破産債権者に対してする通知（33条3項本文）
- ④ 議決権行使の方法として定めた書面等投票ができる期間について、議決権者に対してする通知（139条3項本文）
- ⑤ 届出をした破産債権者の債権者集会の期日への呼出し（136条1項本文）

破産手続開始の決定の主文及び同時処分事項の通知（32条3項。同時廃止が取り消された後に、同時処分事項を決定する場合についての33条3項も含む）や免責についての意見申述期間の通知（251条2項）は含まれていないため、省略できない。また、一般調査期間又は期日の変更、特別調査期間又は期日の定め又は変更は、通知ではなく送達をすることとされているため（118条3項・119条6項・121条9項、10項・122条2項）、本項による省略の対象にはなっていない。」

2. 責任追及の訴えについて

(1) 手続の概要

取締役等の会社に対する責任は、本来は、会社自身が追及すべきものであるが、事実上その追及がなされずに会社したがって株主の利益が害される可能性がある。そこで、会社法は、株主が会社に代わって取締役等の会社に対する責任を追及する訴訟を提起することを認めた。

なお、株主が取締役の責任追及のためにこの訴訟を提起するには、原則としてまず、監査役に対して取締役等の責任を追及する訴えを提起するように請求することを要するものとされている。会社がこの請求に応じて、責任を追及する訴えを提起したときは、その訴訟でその請求の目的が実現されることになるが、会社が訴えを提起しない場合に、請求をした株主が会社のために訴えを提起することができることになる。

会社がこの訴訟を提起した場合には株主が、また株主がこの訴訟を提起した場合には会社又は他の株主が、その訴訟に参加することができる。訴訟参加によって、参加者は、被参加者の訴訟追行が不適切なときは、自ら訴訟行為をすることによって馴合訴訟を防止することができる。

この訴訟参加の機会を与えるため、代表訴訟を提起した株主は、訴えを提起した後、遅滞なく会社に対して訴訟告知をすることを要する。また、会社は、取締役等の責任を追及する訴えを提起した場合には訴えを提起した旨を、また株主代表訴訟の訴えを提起した株主から上記の訴訟告知を受けた場合にはその旨を、遅滞無く公告するか、株主に通知しなければならない。

(2) 参照条文

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（責任追及等の訴え）

第四百四十七条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）若しくは清算人の責任を追及する訴え、第百二十条第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

- 2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。
- 3 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。
- 4 株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該請求をした株主又は同項の発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。
- 5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の株主は、株式会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 6 第三項又は前項の責任追及等の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。
- 7 株主が責任追及等の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 8 被告が前項の申立てをするには、責任追及等の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(訴訟参加)

第四百四十九条 株主又は株式会社は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなる時、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなる時は、この限りでない。

2 株式会社は、取締役（監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）

二 委員会設置会社 各監査委員

3 株主は、責任追及等の訴えを提起したときは、遅滞なく、株式会社に対し、訴訟告知をしなければならない。

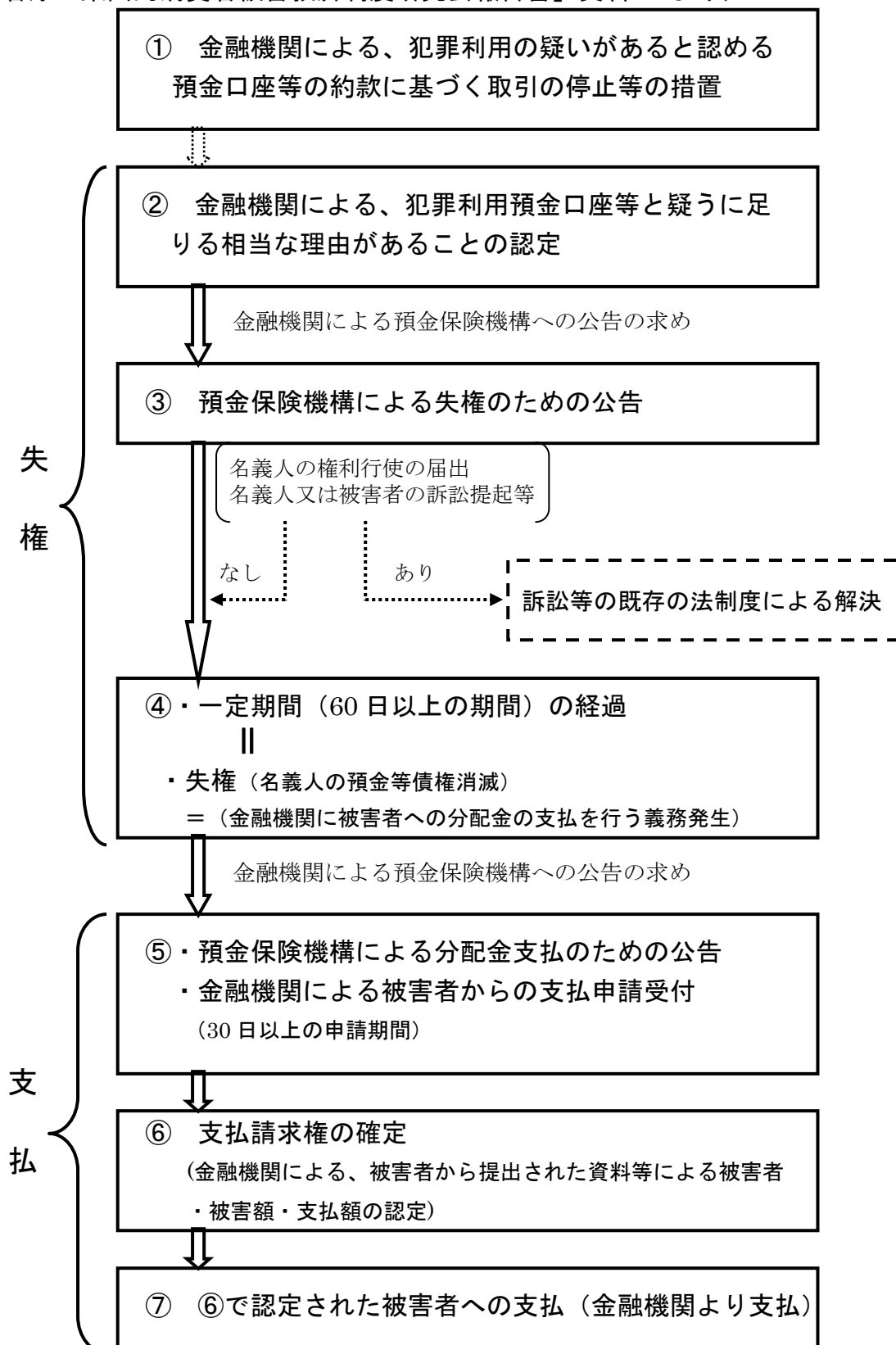
4 株式会社は、責任追及等の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

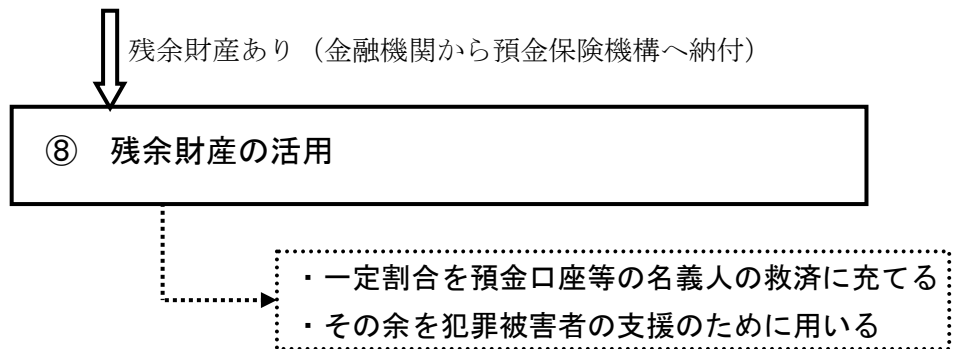
5 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。

3. 被害回復分配金支払制度について

(1) 手続の概要

(消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」資料16より)





（２）参照条文

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 （平成十九年法律第百三十三号）

（公告の求め）

第四条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、次に掲げる事由その他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、速やかに、当該預金口座等について現に取引の停止等の措置が講じられていない場合においては当該措置を講ずるとともに、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、当該預金口座等に係る預金等に係る債権について、主務省令で定める書類を添えて、当該債権の消滅手続の開始に係る公告をすることを求めなければならない。

- 一 捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があったこと。
- 二 前号の情報その他の情報に基づいて当該預金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害の状況について行った調査の結果
- 三 金融機関が有する資料により知ることができる当該預金口座等の名義人の住所への連絡その他の方法による当該名義人の所在その他の状況について行った調査の結果
- 四 当該預金口座等に係る取引の状況

2～3（略）

（公告等）

第五条 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めがあったときは、遅滞なく、当該求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類の内容に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第一項の規定による求めに係る預金口座等（以下この章において「対象預金口座等」という。）に係る預金等に係る債権（以下この章において「対象預金等債権」という。）についてこの章の規定に基づく消滅手続が開始された旨
- 二 対象預金口座等に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号

- 三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称
 - 四 対象預金等債権の額
 - 五 対象預金口座等に係る名義人その他の対象預金等債権に係る債権者による当該対象預金等債権についての金融機関への権利行使の届出又は払戻しの訴えの提起若しくは強制執行等（以下「権利行使の届出等」という。）に係る期間
 - 六 前号の権利行使の届出の方法
 - 七 払戻しの訴えの提起又は強制執行等に関し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの（当該事項を公告することが困難である旨の金融機関の通知がある事項を除く。）
 - 八 第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等がないときは、対象預金等債権が消滅する旨
 - 九 その他主務省令で定める事項
- 2 前項第五号に掲げる期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して六十日以上でなければならない。
 - 3 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類に形式上の不備があると認めるときは、金融機関に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
 - 4 金融機関は、第一項第五号に掲げる期間内に対象預金口座等に係る振込利用犯罪行為により被害を受けた旨の申出をした者がいるときは、その者に対し、被害回復分配金の支払の申請に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。
 - 5 第一項から第三項までに規定するもののほか、第一項の規定による公告に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（公告の求め）

第十条 金融機関は、第七条の規定により預金等に係る債権が消滅したとき（第八条第三項に規定する場合を除く。）は、速やかに、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その消滅に係る消滅預金等債権について、主務省令で定める書類を添えて、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告をすることを求めなければならない。

- 2 前項の規定は、対象預金口座等に係るすべての対象被害者又はその一般承継人が明らかであり、かつ、これらの対象被害者又はその一般承継人のすべてから被害回復分配金の支払を求める旨の申出があるときは、適用しない。この場合において、金融機関は、預金保険機構にその旨を通知しなければならない。

（公告等）

第十一条 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めがあったときは、遅滞なく、当該求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類の内容に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第一項の規定による求めに係る消滅預金等債権についてこの章の規定に基づく被害回復分配金の支払手続が開始された旨
 - 二 対象預金口座等（対象預金口座等が第二条第四項第二号に掲げる預金口座等である場合における当該対象預金口座等に係る資金の移転元となった同項第一号に掲げる預金口座等を含む。次号において同じ。）に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号
 - 三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称
 - 四 消滅預金等債権の額
 - 五 支払申請期間
 - 六 被害回復分配金の支払の申請方法
 - 七 被害回復分配金の支払の申請に関し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの（当該事項を公告することが困難である旨の金融機関の通知がある事項を除く。）
 - 八 その他主務省令で定める事項
- 2 前項第五号に掲げる支払申請期間（以下この章において単に「支払申請期間」という。）は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。
- 3 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類に形式上の不備があると認めるときは、金融機関に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 金融機関は、対象犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を適切に講ずるものとする。
- 5 第一項から第三項までに規定するもののほか、第一項の規定による公告に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（公告の方法）

第二十七条 この法律の規定による公告は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法でなければならない。

（手数料）

第三十条 機構は、第四条第一項又は第十条第一項の規定による求めを行う金融機関から、被害回復分配金支払業務に係る事務に要する費用を勘案して機構が運営委員会（預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。）の議決を経て定める額の手数料を徴収することができる。

- 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

4. 金融機関の更生手続の特例における預金保険機構の権限

(1) 手続の概要

- ① 更生特例法は、金融機関等の更生手続等についての特例を定める法律である。会社更生手続に関して、株式会社たる銀行については、更生特例法に特例としての規定のない事項については、会社更生法の規定がそのまま適用される。
- ② 更生特例法の主な特徴は、ア) 現行の会社更生法上株式会社のみを対象としている更生手続を協同組織金融機関、相互会社にも用いることができるものとしたこと、手続の特則として、イ) 金融機関等の監督庁に更生手続開始の申立権、再生手続開始の申立権及び破産の申立権を付与したこと、およびウ) 金融機関については預金保険機構が、保険会社については保険契約者保護機構が、金融商品取引業者については投資者保護基金が、預金者等、保険契約者等、顧客を代理し会社更生等の手続に属する行為を行うものとしたことに集約される。
- ③ 金融機関の更生手続にあっては、預金等債権は、更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権として、更生債権となるから、預金者等は、本来であれば、更生手続に参加するためには、自ら債権を届け出て調査・確定手続を経なければならず、かかる手続を経て更生計画の定めによって認められなければ、その権利を失うことになる。

しかし、大多数の預金者等の預金等債権は、比較的少額なものであり、更生手続への参加は種々の面で一定の負担を生ずるものであるため、これらの者に自ら更生手続に参加することを求めることは、預金者保護の観点から適切でないところがある。加えて、預金者等の数は、一般の事業会社の会社更生手続の更生債権者数に比し、きわめて膨大であり、個別の届出を要するとすれば、更生手続を円滑かつ迅速に進めることは困難である。

そこで、更生特例法は、預金保険機構が、金融機関の更生手続において、個々の預金者等に代わって、更生手続上の権利を行使するものとし、その具体的な措置を定めた規定を置いている。これによって、更生手続の円滑な進行を確保するとともに、預金者等の保護を図ろうとするものである。

(2) 参照条文

○金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

（更生手続開始の決定等に関する通知の特例）

第三百八十六条 金融機関について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である預金者等に対しては、会社更生法第四十三条第三項第一号（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対して、会社更生法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3 金融機関の更生手続において、第三百九十二条第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあつては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）又は更生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、更生債権者である預金者等であつて同法第三百三十八条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十三条第五項（第三十一条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十三条第三項第一号の規定又は同法第四十四条第三項 本文（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

4 前項に規定する場合においては、機構に対して、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、更生債権等の届出をすべき期間に限る。）について生じた変更の内容又は更生手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。ただし、同法第四十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の決定があつたときは、この限りでない。

（預金者表の作成及び縦覧等）

第三百九十一条 機構は、第三百八十六条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、第八十六条第二項又は会社更生法第四十四条第二項に規定する事項を記載した預金者表を作成しなければならない。

2 機構は、預金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間の末日の前日までの間、預金者表を預金者等の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による預金者表の縦覧の開始の日は、債権届出期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

- 4 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第一項に規定する事項の記載の追加をしなければならない。当該預金者表に記載されている預金等債権 について当該預金等債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときも、同様とする。
- 5 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、預金保険法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により取得し、又は同法第七十条の規定により買い取った場合において、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該預金者等の承諾を要しない。

（預金者表の提出）

第三百九十二条 機構は、債権届出期間の末日に、前条の規定により作成した預金者表を裁判所に提出しなければならない。

- 2 前条第四項前段の規定は、機構が、預金者表を裁判所に提出した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。
- 3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、更生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。
- 4 機構は、第一項の規定による預金者表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、会社更生法第三百三十八条第一項 各号（第八十一条において準用する場合を含む。）に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

（預金者表の提出の効果）

第三百九十三条 会社更生法の規定又は第二章の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された預金者表に記載されている預金等債権（預金者等が当該提出があるまでに同法第三百三十八条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）の規定により届け出たものを除く。）については債権届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第三百九十一条第四項前段の規定による記載の追加に係る預金等債権については同法第三百三十九条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出があったものとみなす。

（預金者等の参加）

第三百九十四条 前条の規定により届出があったものとみなされる預金等債権（機構が会社更生法第四百一条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係る債権者は、

自ら更生手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

ただし、更生債権の確定に関する裁判手続に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出（以下この条及び次条において「参加の届出」という。）は、更生手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があったときは、裁判所は、これを機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした預金者等は、前条の規定により届出があったものとみなされる当該預金者等に係る預金等債権の全部をもって自ら更生手続に参加するものとする。

（預金保険機構の権限）

第三百九十五条 機構は、第三百九十三条の規定により届出があったものとみなされる預金等債権に係る債権者（参加の届出をした預金者等を除く。以下この節において「機構代理預金者」という。）のために、当該機構代理預金者に係る預金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもって、更生手続に属する一切の行為（更生債権等の調査において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る更生債権の確定に関する裁判手続に関する行為を除く。）をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る更生債権等査定申立て（会社更生法第五十一条第一項（第八十八条において準用する場合を含む。）に規定する更生債権等査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の授權がなければならない。

（異議の通知）

第三百九十九条 更生債権等の調査において、機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等（会社更生法第四十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する届出をした更生債権者等をいう。）若しくは株主若しくは組合員等が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

2 更生債権等の調査において、機構が機構代理債権の内容について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

（議決権の行使のための通知及び公告）

第四百条 機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第八十九条第二項第一号（百十三条において準用する場合を含む。）に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、当該更生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の関係人集会の期日の二週

間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

- 2 機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九条第二項第二号又は第三号（これらの規定を第百十三条において準用する場合を含む。）に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、同法第百八十九条第二項第二号（第百十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

（預金保険機構がする通知等）

第四百一条 第三百九十九条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

- 2 会社更生法第十条第一項及び第二項の規定は、第三百九十一条第二項及び前条の規定による公告について準用する。